

大地震に 備えています。

災害支援車両

佐賀県建築士会



佐賀県 被災建築物 応急危険度判定士



(熊本地震での判定活動の様子 (2016年4月))

被災建築物応急危険度判定は、大地震が発生した際に最初に行われる建物調査です。大地震発生後は、余震等による二次的被害の危険性を速やかに知らせる必要があるため応急危険度判定士は、被災地の行政機関と連携しながら判定活動を実施します。

佐賀県建築士会では、地震発生後に迅速な判定活動を開始できるよう、日頃から模擬訓練の実施や判定道具の備蓄保管などを行い、未来の“もしも”に備えています。

佐賀県被災建築物応急危険度判定士登録数/約200名 (民間のみ)

※判定結果は修理復旧の可否を示すものではありません。



一般社団法人 佐賀県建築士会
まちづくり地域貢献活動委員会 危機管理対策 (防災) 部会

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2丁目2-37 (建設会館内)
TEL 0952-26-2198 | FAX 0952-26-2248